第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A -:			なび電波法に基づく命令において使用する用語の定義である。電波法(第2条)の規定に照らし、 内に 内に 内の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものと	
	① ②		電波を利用して、 A を送り、又は B をいう。 電波を利用して、 C を送り、又は B をいう。	
	2 3	A モールス符号 モールス符号 符号 符号	B C 受ける無線通信 音声その他の音響 受けるための通信設備 音声 受けるための通信設備 音声 受けるための通信設備 音声その他の音響	
A-2			とけた者が、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、どのようにしなければならないなどに照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。) j
	3	総務省令で定めると	総務大臣に届け出る。 いて受けた指示に従ってその旨を総務大臣に届け出る。 さころにより、その旨を総務大臣に申請し、登録を受ける。 を交付される無線局検査結果通知書の余白にその旨を記載する。	
A-:)落成後の検査等について述べたものである。電波法(第10条及び第11条)の規定に照らし、 内に	入
	れる	つべき最も適切な子位	Jの組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。	
	① て ② 登 録	電波法第8条の予備 が員数並びに時計及で ①の検査は、①の核 登録)第1項又は第2 就に係る点検の結果を 電波法第8条第1項	回の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 情免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 ド書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 資査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 5第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以 はがないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。	の 登
	① て ② 登 録	電波法第8条の予備 が員数並びに時計及で ①の検査は、①の核 登録)第1項又は第2 就に係る点検の結果を 電波法第8条第1項	情免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 ド書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 資査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 会記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 「第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以	の 登
	① ② 登 数 3	電波法第8条の予備 が員数並びに時計及で ①の検査は、①の核 登録)第1項又は第2 就に係る点検の結果を 電波法第8条第1項 ご①の規定による届出 A B 一部 3箇月	協免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 下書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 資査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 原第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以 はがないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。	の 登
	① ② 登 数 3	電波法第8条の予備 が員数並びに時計及び ①の検査は、①の核 登録)第1項又は第2 別に係る点検の結果を 電波法第8条第1項 での規定による届出	情免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 ド書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 資査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 注記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 5第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以 はがないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。	の 登
	① ② 3 3 1 2 3	電波法第8条の予備 が員数並びに時計及で ①の検査は、①の検 登録)第1項又は第2 別に係る点検の結果を 電波法第8条第1項 で①の規定による届出 A B 一部 3箇月 一部 2週間	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格に書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 送査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者は4条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該いままで、表別の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 「第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以出がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 予備免許を取り消さなければ	の 登
A-4	① C 2 3 3 1 2 3 4	電波法第8条の予備 所員数並びに時計及で ①の検査は、①の格 登録)第1項又は第2 社に係る点検の結果を 電波法第8条第1項 で①の規定による届出 A B 一部 3箇月 一部 2週間 全部 2週間	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 ド書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 達査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 定記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 寛第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以 対がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 予備免許を取り消さなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 予備免許を取り消さなければ	の登内
A-4	① (2) 登録 (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	電波法第8条の予備 で	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 ド書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 達査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者 24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 定記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 寛第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以 対がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 予備免許を取り消さなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 予備免許を取り消さなければ	の登 内 3
A-4	① (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	電波法第8条の予備 で	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 著類 (以下「無線設備等」という。) について検査を受けなければならない。 接査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2 (検査等事業者 4条の13 (外国点検事業者の登録等) 第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該 記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 第1号の工事落成の期限 (同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限) 経過後 B 以がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 予備免許を取り消さなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 免許を拒否しなければ 予備免許を取り消さなければ クップルを失ったときは、免許人であった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。	の登 内 3
A-4	① 2 3 3 6 1 2 3 4 多 ① ② 1 3 1	電波法第8条の予及ででは、10の格別のでは、10の格別のでは、10の格別のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10の第1のでは、10のののののののでは、10ののののでは、10のののでは、10のののでは、10ののでは、10ののでは、10ののでは、10ののでは、10ののでは、10ので	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格 「書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。 「全を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者と4条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 「第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 予備免許を取り消さなければ免許を拒否しなければ免許を拒否しなければ免許を拒否しなければ予備免許を取り消さなければ免許を拒否しなければ予備免許を取り消さなければ 「大無線局の免許がその効力を失った場合について述べたものである。電波法(第24条、第78条及び第11 かに入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 「対力を失ったときは、免許人であった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。 なり効力を失ったときは、免許人であった者は、 E の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を措置を講じなければならない。 C で	の登 内 3
A-4	① 2 3 3 6 1 2 3 4 多 ① ② 1 3 1	電波法第8条の予値では、10の格式の (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	議免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格を書類(以下「無線設備等」という。) について検査を受けなければならない。 を査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2 (検査等事業者24条の13 (外国点検事業者の登録等) 第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該2記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。 6第1号の工事落成の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限) 経過後 B 以がないときは、総務大臣は、その無線局の C ならない。 C 子備免許を取り消さなければ 免許を拒否しなければ 予備免許を取り消さなければ まなければならない。 ア無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。 2 以効力を失ったときは、免許人であった者は、逐滞なく B の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を置を講じなければならない。	の登 内 3

- A-5 周波数測定装置の備付けに関する記述として、電波法(第31条及び第37条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の4分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
 - 2 電波法第31条(周波数測定装置の備付け)の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器 その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
 - 3 空中線電力50ワット以下の送信設備には、電波法第31条(周波数測定装置の備付け)に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
 - 4 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.0025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものには、電波法第31条(周波数測定装置の備付け)に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- A-6 用語の定義として、電波法施行規則(第2条)の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。

接地装置

避雷器

3 避雷器又は接地装置

4 避雷器又は接地装置

- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- 4 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.05パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.05パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	次の記述は、空中線等の保むも適切な字句の組合せを下の		述べたものである。電波法施行規則(第26条)の規定に照らし、 内に入れるべき ひうちから一つ選べ。
			また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 とび陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
	A	В	C
1	整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超える
2	整合器及び避雷器	接地装置	26.175MHz以下の

A-8 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するためにどのような条件に適合するものでなければならないか。無線設備規則(第16条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

26.175MHzを超える

26.175MHz以下の

- 1 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであり、恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。
- 2 発振周波数が当該送信装置の製造業者又は輸入業者の技術基準適合自己確認によりあらかじめ確認されているものであること。
- **3** 総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により少なくとも6時間動作させて発振周波数が安定していることが確認されている ものであること。
- **4** 総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により動作させて発振周波数がその許容偏差内にあることが確認されているものであること。
- A-9 無線局がモールス無線通信で自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときにとるべき措置はどれか。無線局運用規則(第26条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
 - 2 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
 - 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
 - 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

	用の禁止等について述べたもの 最も適切な字句の組合せを下の		条から第55条まで及び第110条)の規定に一つ選べ。			
信については、この限りでない	0		て運用してはならない。ただし、次に掲げる通			
し、遭難通信については、この	ては、 A 、電波の型式及限りでない。	及び周波数は、免許状に記載	(6) その他総務省令で定める通信 載されたところによらなければならない。ただ			
この限りでない。	③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。					
(2) 通信を行うため B で ④ 無線局は、免許状に記載され 場合及び総務省令で定める場合	た運用許容時間内でなければ、	運用してはならない。た	だし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う 			
⑤ ①、②、③の(1)又は④の規定	官に違反して無線局を運用した	者は、1年以下の懲役又は	は C に処する。			
Α	В	С				
1 無線設備の設置場所、識別信						
2 無線設備の設置場所、識別信3 識別信号	号 十分なもの 十分なもの	50万円以下の罰金 100万円以下の罰金				
4 識別信号	必要最小のもの	50万円以下の罰金				
A-11 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法(第56条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 無線局は、 A 又は電波天文業務(注)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものに B 与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。 注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。						
Α	В		С			
1 重要無線通信を行う無線局	その運用を阻害するよう	な混信その他の妨害を	遭難通信			
 重要無線通信を行う無線局 重要無線通信を行う無線局 	その運用を阻害するよう; いかなる混信も		遭難通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信			
 重要無線通信を行う無線局 重要無線通信を行う無線局 他の無線局 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようないかなる混信もその運用を阻害するようないかなる混信もいかなる混信もいかなる混信も無線通信における電波の発射であるべき最も適切な字句の組合をとするときは、電波を発射す	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの とを下の1から4までのうち る前に、 A に調整し	遭難通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、 B その他必要と認める周波数によって			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう し、他の通信に混信を与え	その運用を阻害するようないかなる混信もその運用を阻害するようないかなる混信もいかなる混信もいかなる混信も無線通信における電波の発射するべき最も適切な字句の組合をとするときは、電波を発射するないことを確かめなければなってとを確かめなければなってまる通信を行う場合並びに	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの を下の1から4までのうち る前に、 A に調整し らない。ただし、遭難通信	遭難通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようないかなる混信もその運用を阻害するようないかなる混信もいかなる混信も無線通信における電波の発射するべき最も適切な字句の組合せとするときは、電波を発射するないことを確かめなければなってとを確かめなければなっている通信を行う場合並びにないことを確かめなければなっているの限りでない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたものをを下の1から4までのうち る前に、 A に調整し らない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務によ	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようないかなる混信もその運用を阻害するようないかなる混信もいかなる混信も無線通信における電波の発射であるべき最も適切な字句の組合をとするときは、電波を発射するないことを確かめなければなっている通信を行う場合並びに対してあるの限りでない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたものとを下の1から4までのうち る前に、 A に調整し らない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に C 司波数 試験電波	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そうでし、他の通信に混信を与え常の場合の無線通信)第1項に規ある電波により通信を行う場合は A 1 受信機を最良の感度 2 受信機を最良の感度 3 送信機を通常の動作状態	その運用を阻害するようにいかなる混信もその運用を阻害するようにいかなる混信もいかなる混信も知かなる混信も無線通信における電波の発射できるときは、電波を発射するないことを確かめなければな定する通信を行う場合並びに対している。 B 発射可能な電波の型式及び、自局の発射しようとする電流をすることをするときない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの きを下の1から4までのうち る前に、A に調整し る前に、A に調整し らない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようにいかなる混信もその運用を阻害するようにいかなる混信もいかなる混信も知かなる混信も無線通信における電波の発射であるべき最も適切な字句の組合をとするときは、電波を発射するないことを確かめなければなっている通信を行う場合並びに対しまる通信を行う場合がでない。 B 発射可能な電波の型式及びり自局の発射しようとする電	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの きを下の1から4までのうち る前に、A に調整し る前に、A に調整し らない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようにいかなる混信もその運用を阻害するようにいかなる混信もいかなる混信も知かなる混信もをできます。これを発射するできます。この限りでない。 B 発射可能な電波の型式及びりまする電波を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しまっとする電流を発射しまっとする電流を発射であるできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの きを下の1から4までのうち る前に、A に調整し こらない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に 毎上移動業務以外の業務に として 一試験電波 皮の周波数 聴守 皮の周波数 聴守 をの周波数 聴守	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 遭難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようにいかなる混信もその運用を阻害するようにいかなる混信もいかなる混信も知かなる混信もをできます。これを発射するできます。この限りでない。 B 発射可能な電波の型式及びりまする電波を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しまっとする電流を発射しまっとする電流を発射であるできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの きを下の1から4までのうち る前に、A に調整し こらない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に 毎上移動業務以外の業務に として 一試験電波 皮の周波数 聴守 皮の周波数 聴守 をの周波数 聴守	連難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 連難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 連難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、 B その他必要と認める周波数によって で、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非 おいて他の通信に混信を与えないことが確実で を発射			
1 重要無線通信を行う無線局 2 重要無線通信を行う無線局 3 他の無線局 4 他の無線局 4 他の無線局 A-12 次の記述は、無線局のモールス規定に照らし、 内に入れる 無線局は、相手局を呼び出そう	その運用を阻害するようにいかなる混信もその運用を阻害するようにいかなる混信もいかなる混信も知かなる混信もをできます。これを発射するできます。この限りでない。 B 発射可能な電波の型式及びりまする電波を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しようとする電流を発射しまっとする電流を発射しまっとする電流を発射であるできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。」を示すQ符号を表するできない。	な混信その他の妨害を 前の措置について述べたもの きを下の1から4までのうち る前に、A に調整し こらない。ただし、遭難通信 毎上移動業務以外の業務に 毎上移動業務以外の業務に として 一試験電波 皮の周波数 聴守 皮の周波数 聴守 をの周波数 聴守	連難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 連難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 連難通信 のである。無線局運用規則(第19条の2)の らから一つ選べ。 、 B その他必要と認める周波数によって で、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非 おいて他の通信に混信を与えないことが確実で を発射			

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

		6条並びに別表第1号及ひ 1 から 4 までのうちから-	別表第2号)の規定に照らし、 一つ選べ。)に入れるべき最	も適切な略符号	を表すモール	ス符号の組合せを下
		通報の送信を終了し、他に らのとする。 A B	ご送信すべき通報がないことを通	知しようと	さするときは、説	終信した通報に続	いて次に掲げ	ざる事項を順次送信す
		A	В					
	1	-· ·· ·-·	-• -					
	2	-· ·· ·-·	• • • - • -					
	3	• - • - •	- • -					
	4	• - • - •	• • • - • -					
	泊	E モールス符号の点、線の長さ及	び間隔は、簡略化してある。					
		アルファベットの字句とそ こ照らし、下の1から4ま	この字句を表すモールス符号が適 こでのうちから一つ選べ。	合しない組	目合せはどれか。	無線局運用規則	(第12条及	てび別表第1号)の規
		字句	モールス符号					
	1	BELGIUM	-···	•				
	2	FRENCH	• • • • • • •			•		
	3	GERMANY	• • •-•	- • —	-· ·	_		
	4	IRELAND	•••••	• • • -	• _			
	泊	t モールス符号の点、線の長さ及	び間隔は、簡略化してある。					
A—16		3VKXPJZ5 を表す ちから一つ選べ。	「モールス符号はどれか。無線局	運用規則	(第12条及び別	川表第1号)の規	定に照らし、	下の1から4までの
	1		-··- ·	• • –				
	2		-·-· ··- ·-	–				
	3	• • • • • • • •	-·-· -··- ·-	-· ·			•	
	4	• • • • • • •	-··- ·	• • –	·			
	泊	E モールス符号の点、線の長さ及	び間隔は、簡略化してある。					
A—17		無線従事者が電波法に違反 ひうちから一つ選べ。	反したときに総務大臣が行うこと	がある処分	かはどれか。電源	法(第79条)	の規定に照ら	し、下の 1 から 4 ま
	1		ってその業務に従事する無線局の ってその業務に従事することを停		まする。			

A-14 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信の終了について述べたものである。無線局運用規則(第12条、第13条及び第

- - 3 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する。
 - 4 3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作範囲を制限する。
- A-18 アマチュア局に備え付けておかなければならない免許状等に関する記述として、電波法施行規則(第38条)の規定に適合するものは どれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 免許状は、無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに無線局を運用する場所に保管しておかなければならない。
 - 2 免許状は、無線局を運用する場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その 掲示を要しない。
 - 3 移動するアマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)にあっては、その送信装置のある場所に免許状を備え付け、かつ、総務 大臣が別に告示するところにより、その無線設備の常置場所に総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が発給す る証票を備え付けなければならない。
 - 4 移動するアマチュア局 (人工衛星に開設するものを除く。) にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務 大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が発給す る証票を備え付けなければならない。

る	べき最も適切な字句の	の組合せを下の1から4ま	でのうちから一~	つ選べ。	
2	期間を定めて A 総務大臣は、免許。	の停止を命じ、又は期間	を定めて B いずれかに該当す	」を制限すること するときは、その	これらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内のとができる。 免許を取り消すことができる。
	の変更)の規定に。	の無線局の免許若しくは電波 よる指定の変更を行わせた。 命令又は制限に従わないと	とき。	変更等の許可)の	許可を受け、又は同法第19条(申請による周波数等
		去に規定する罪を犯し罰金」 しない者に該当するに至っ		られ、その執行を	終わり、又はその執行を受けることがなくなった日か
	A	В		C	
1	無線局の運用	運用許容時間、周波数若			
	無線局の運用	周波数若しくは空中線電	-	3年	
3		運用許容時間、周波数若			
4	電波の発射	周波数若しくは空中線電力	刀	2年	
A-20		を要しない無線局及び受信 ・最も適切な字句の組合せを			たものである。電波法(第82条)の規定に照らし、 つ選べ。
		は受信設備が副次的に発する	る電波若しくは高		線局(以下「免許等を要しない無線局」という。)の無線 A ときは、その設備の所有者又は占有者に対し、そ
2	総務大臣は、免許等		没備について又に		的とする受信設備以外の受信設備について①の措置を とができる。
	Α		В		С
1	他の無線設備の機能 障害を与える	能に継続的かつ重大な	その使用を中」とるべきこと		その措置の内容について、文書で報告させる
2	他の無線設備の機能 障害を与える	能に継続的かつ重大な	必要な措置を	とるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3		こ供する無線局の無線 重大な障害を与える	その使用を中」 とるべきこと	上する措置を	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設 備を検査させる
4		こ供する無線局の無線 重大な障害を与える	必要な措置を	とるべきこと	その措置の内容について、文書で報告させる
A-21	次の記述は、無線局が	ゝらの混信を防止するため <i>の</i>)措置について过	ざべたものである。	。無線通信規則(第15条)の規定に照らし、
12	入れるべき最も適切れ	な字句の組合せを下の1か	ら4までのうちだ	から一つ選べ。	
1	すべての局は、		B、識別	表示のない信号の	公伝送を禁止する(無線通信規則第19条(局の識別)
2		満足に行うため必要な最小。 こ、送信局の位置及び、業績			活の位置は、特に注意して選定しなければならない。
4	混信を避けるためい して、最小にしなけれ		は不要な方向か	らの受信は、業務	多の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用
	A	B		C	Lottle
1	不要な伝送	虚偽の又はまぎらわしい	言号の伝送	指向性のアンテ	
2		暗語又は略語による伝送		送受信設備の電	
3 4		暗語又は略語による伝送 虚偽の又はまぎらわしい		指向性のアンテ 送受信設備の電	
4	M.AIHIAN INTO	MILE BOUND OF THE SECTION OF THE SEC	H 17 × 1141C	心人们以州V/电	NAMES 1.3 ITT

A-19 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法(第76条)の規定に照らし、 内に入れ

- A-22 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。無線通信規則(第15条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告する。
 - 2 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告する。
 - 3 違反した局の属する国の主管庁に報告する。
 - 4 違反した局に連絡する。
- **A-23** 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則(第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない (無線通信規則に定める例外を除く。)。
 - 許可書を有する者は、
 B に従い、
 C を守ることを要する。

	A	В	С
1	管理し、又は保守する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密
2	管理し、又は保守する	その属する国の法令	無線通信の規律
3	設置し、又は運用する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密
4	設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律

- A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則(第19条)の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送(試験、調整又は実験のために行うものを含む。) 中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。
 - 2 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
 - 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
 - 4 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- B-1 無線局の免許状の訂正に関する記述として、無線局免許手続規則(第 2 2 条)の規定に適合するものを 1 、適合しないものを 2 として解答せよ。
 - ア 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。) に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
 - **イ** 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
 - ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
 - エ 総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により 免許状の訂正を行うことがある。
 - オ 免許人は、氏名に変更を生じたときは、免許状に記載された氏名を訂正し、その写しに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務 大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出るものとする。
- B-2 次の表のアから才までの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び 伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、電波の型式の記号表示 と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区 八	電波の型式		電	波	の	型	式
区分	の記号	主搬送波の変調の型式	主搬	送波を変調	引する信号の	の性質	伝送情報の型式
ア	F 1 B	角度変調で周波数変調				のものであっ	電信であって自動受信を目的と
			て変調のため	りり副搬送	文を使用し	ないもの	するもの
イ	C 3 F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号	号である単-	ーチャネル	のもの	ファクシミリ
ウ	G7D	角度変調で位相変調	デジタル信号	号である 2 月	以上のチャ	ネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔 指令
工	A2A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号 て変調のた&			のものであっ るもの	電信であって聴覚受信を目的と するもの
才	НЗЕ	振幅変調で低減搬送波 による単側波帯	アナログ信号	号である単-	ーチャネル	のもの	電話(音響の放送を含む。)

39条並び	に別表第4号)の規定に		いるべ	ついて述べたものである。無線局運用規則(第14条、第18条及び第 、き最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
よって聴 守を行い い。この (1) ただ (2) こち (3) 自局 ② ①の試 ③ ①の後	守し、他の無線局の通信に、他の無線局から停止の 場合において、「本日は晴いま試験中 らは の呼出符号 験又は調整中は、しばしば	に混信を与えないことを確請求がない場合に限り、 になり」の連続及び自居 3回 1回 エ ばその電波の周波数によ 海上移動業務以外の業務	盤かめ「本日 「本日 り聴いの無論	でするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の ア にかた後、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信し、更に イ 聴は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならな出符号の送信は、 ウ を超えてはならない。 中を行い、 オ を確かめなければならない。 線局にあっては、必要があるときは、 ウ を超えて「本日は晴天な
	及びその他必要と認める	司波数		周波数
3 1分間				3分間
5 20秒	間			10秒間
7 3回 9 他の無	線局の通信に混信を与え`	ていたいかどうか		1回 他の無線局から停止の要求がないかどうか
3 ⊡√2, 1111	例が向り 通同に比回る子人	CV 13V 111-C 711-	10	でク無機の用がつり行工・クタイル・ないがっこうが。
				ついて、無線局運用規則(第12条及び別表第1号)の規定に照らし、 ものを $oldsymbol{1}$ 、適合しないものを $oldsymbol{2}$ として解答せよ。
字句	モー	レス符号		
7 FOX	TROT · · ·	-···	_	- •-•
イ GOL	F	• •-•		-·
ウ HOT	EL ··	• •	•	• – •
エ IND	I A • •	-· -· · ·	•	• —
才 JUL	I E T T •	• • - • - •	•	•• • – –
注 モール	ス符号の点、線の長さ及び間隔は、	簡略化してある。		
るものを 1 ア 無線従	、適合しないものを2と 事者は、氏名に変更を生	して解答せよ。 じたときは、所定の様式	の申請	38条)及び無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に適合す 請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は 証の訂正を受けなければならない。
は総合通	信局長(沖縄総合通信事	務所長を含む。)に提出し	なけ	
•	・事有は、免許の取得しの? :合通信事務所長を含む。)		-	分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長
エ 無線従 又は総合	事者は、免許証の再交付 通信局長(沖縄総合通信	を受けた後失った免許証 事務所長を含む。)に返網	を発見 対しな	見したときは、発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣 ければならない。 帯していなければならない。
	は、アマチュア業務につ 下の 1 から 10 までのう			通信規則(第25条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適
T	されたものであってはなら	っない <u>。</u>		とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 とができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適
_	ユノ同は、 _ 1 に殴っ て決定することができる。) <u> </u>	CM-CC公。工目/1/は、CV/目指 YCの公/ Y / ユノ 向^V/平米坝//週
	て 次定することができる。 ニュア局の最大電力は、 :			
	ュノ 同の取入电力がよ、 し、 気通信連合憲章、 国際電流		通信規	規則の オ 一般規定は、アマチュア局に適用する。
1 意味を	隠すために暗号化	2 伝送効率を高める	ために	こ高速化
3 通信回	線のふくそう時	4 緊急時及び災害救	助時	
5 第三者	のために国際通信	6 アマチュア局以外の	の局と	との国際通信
7 国際電	·気通信連合	8 関係主管庁		

9 技術特性に関する 10 すべての